

2023年7月13日

東京都知事 小池百合子様
東京都教育委員会教育長 浜 佳葉子様
東京都議会議長 三宅しげき様

日本語を母語としない子どもの教育の制度改善・充実に関する要望書（案）

東京の日本語教育を考える会 代表 中山眞理子

貴職におかれまして、日頃より、外国につながる子どもの教育条件改善のため多々ご尽力くださり、関係者一同心より感謝しています。

しかしながら、外国につながる子どもには、なお様々な課題が浮かび上がってきております。以下、要望を提出いたしますので、適切な対応に向けてのご高配を賜りたくお願い申し上げます。

【要望の主旨】

令和4年4月に「子供政策連携室」が発足して1年経ちました。都教委にはグローバル人材育成部日本語指導担当が置かれ、念願の「担当部署」ができました。この流れを踏まえ、さらに施策を前進させてください。

【要望内容】

1. 東京都教育委員会は、グローバル人材育成部日本語指導担当を中心に、東京都として、日本語を母語としない子供たちのための政策を画定してください。

子供政策連携室の令和4年度事業概要では、

都内のどこに暮らしていても、「日常生活に必要な日本語」と「学習に必要な日本語」を体系的に習得できる環境を整備する

という画期的な方針が出されました。地域格差の解消と学習の保障という2つの重要な方針を具現化するために、以下の項目を要望します。

(1) 日本語学級を拡充し、「特別の教育課程」の実施を進めてください。

- ・日本語担当の業務に日本語学級を含めてください。
- ・文科省が「特別の教育課程」によって示したことは、日本語指導は学校教育の任務であり、期限を定めず、学年相応の学習ができるようになるまで学校として教育責任を持つということです。東京都には、日本語学級の制度があり、「特別の教育課程」への移行は難しくありません。日本語学級を足掛かりに、東京での「特別の教育課程」の実施を推進してください。

(2) 地域格差を解消するために、日本語学級の設置基準を柔軟化してください。

- ・1つの鉄道沿線で、複数の区市が合同で日本語学級を設置できるように、設置要綱を柔軟化してください。区市内の移動が不便で、通級困難な地域がたくさんあります。
- ・少数散在地域及び通級が困難な小学生に特別の教育課程を実施するための日本語講師を東京都が任用してください。

(3) 「学習に必要な日本語」のための制度整備

- ・初期日本語の早期習得のための区市町村による日本語教室構想（東京都子供政策連携室がこども未来アクションで示した方針）を実態に合うように抜本的に充実させてください。
- ・日本語学級で一貫して学べる制度、あるいは初期指導終了後ただちに日本語学級に接続する制度にしてください。
- ・日本語学級の通級年限の2年を撤廃し、文科省の方針通り、学年相応の学習ができるようになるまで学びを継続できるように変更してください。

(4) 教育庁日本語指導担当課は、「日本語を母語としない児童チーム」との連携を強化してください。

(5) 政策の立案や教材等の作成に際しては現場からの意見聴取と情報交換を十分に行ってください。

2. 政策立案の基礎となる実態調査を実施し、結果を公表してください。
正確な現状認識に基づいて、対応策を構築してください。

東京都で毎年実施している「日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査」に関し、以下の詳細なデータを公表して下さい。

- (1) 「特別の教育課程」の実施地域、校数、指導児童生徒数、指導時間を公表してください。
平成 26 年 1 月 14 日 文部科学省初等中等教育局長発出の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」の下記規定に沿って「特別の教育課程」を実施するよう区市町村に徹底してください。
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（一部抜粋）
 - 5 特別の教育課程の指導者について
 - (1) 日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとする。
 - (2) 指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとする。
- (2) 「日本語指導が必要な児童・生徒数」に文部科学省が調査対象とする「学習活動に支障がある児童生徒」まで含めてください。都立高校在京外国人特別入試枠は、「来日 3 年以内」を対象としています。
- (3) 日本語指導が必要な中学生の卒業後の進路を把握してください。
 - ・高校に在籍する「日本語指導が必要な生徒」の数を正確に把握してください。都立高校だけではなく、私立高校にも多数の日本語指導が必要な生徒が在籍しています。学校ごと、学年ごとの人数を公表してください。
 - ・中学校卒業年次生の、「日本語指導が必要な生徒」がどのような進路を選択したか、調査・公表してください。高校に進学しなかった生徒の実数、その進路も明らかにしてください。

以上をもとに、必要な日本語学級数、高校での加配数の基礎資料を出してください。

3. 充実した日本語指導・支援環境を整えるために以下の施策を実行してください。

- (1) 日本語指導ができる教員を採用・配置してください。
日本語学級の教員には、専門性が必要であり、適切な人材を配置するよう文科省も求めています。若い教員には大学で専門的に学んできている人材も増えつつあります。新規採用教員だけではなく、東京都の教員の自己申告書に日本語学級担当希望をチェックで記入できる欄を作り、希望する教員を掘り起こし、積極的に配置してください。
- (2) 外国につながる生徒の担任に必要な研修を実施してください。
 - ・外国につながる生徒が在籍学級に円滑に受け入れられるよう、態勢づくりが不可欠です。従来、「日本語指導を担当する教員向け」研修以外に、「学級担任向け」の東京都教職員研修センターの教員研修も必須です。
- (3) 高校教員の研修を充実させてください。
高校で「特別の教育課程」が始まりました。それに対応し、「東京都教職員研修センターの教員研修体制を充実させ、その活用を促進してください。